

【審判規程修正点】

- 1 「審判規定」→「審判規程」修正しました。
- 2 競技規則第29条の変更に關係して、DSからNTOに改訂するものです。
令和元年度までの資格保持者は資格移行します。
- 3 「2. 審判員について」定年後の活動方法の特例を記載しました。
- 4 「3. 公認審判員の等級及び資格」A級、B級の審判の積極的な活動を推進するため。
- 5 「11. 更新手続き」①女性審判員の更新に関して追記しました。
②更新時の手続き方法について、ブロックを通さず、都道府県
より申請できるようになりました。
③全国大会のNTO資格者について明記しました。
- 6 A級審判試験を全国大会だけでなく、別に競技会を設けて実施できるように変更し
ました。
- 6 ブロックでのNTO業務をブロック審判部委員も行えるように改訂しました。
注：NTO資格を取得してなくても、現役審判である、ブロック審判部員であれば
A級、B級審判資格でも行える。
ブロックNTOを現役審判とすることで、資格取得・更新をせずに活動することを防ぐため。